

天草市通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年11月

一部改正 令和元年11月

一部改正 令和5年2月

天草市通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成26年11月、関係機関の連携体制を構築し、「天草市通学路安全対策プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ってきたところです。

しかし、平成30年5月に新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。このことで、登下校時における「防犯の観点」に立った安全対策も求められることになったことから、今後更なる関係機関の連携強化を図ると共に、通学路の安全点検の徹底と環境の整備・改善に努めていくこととします。

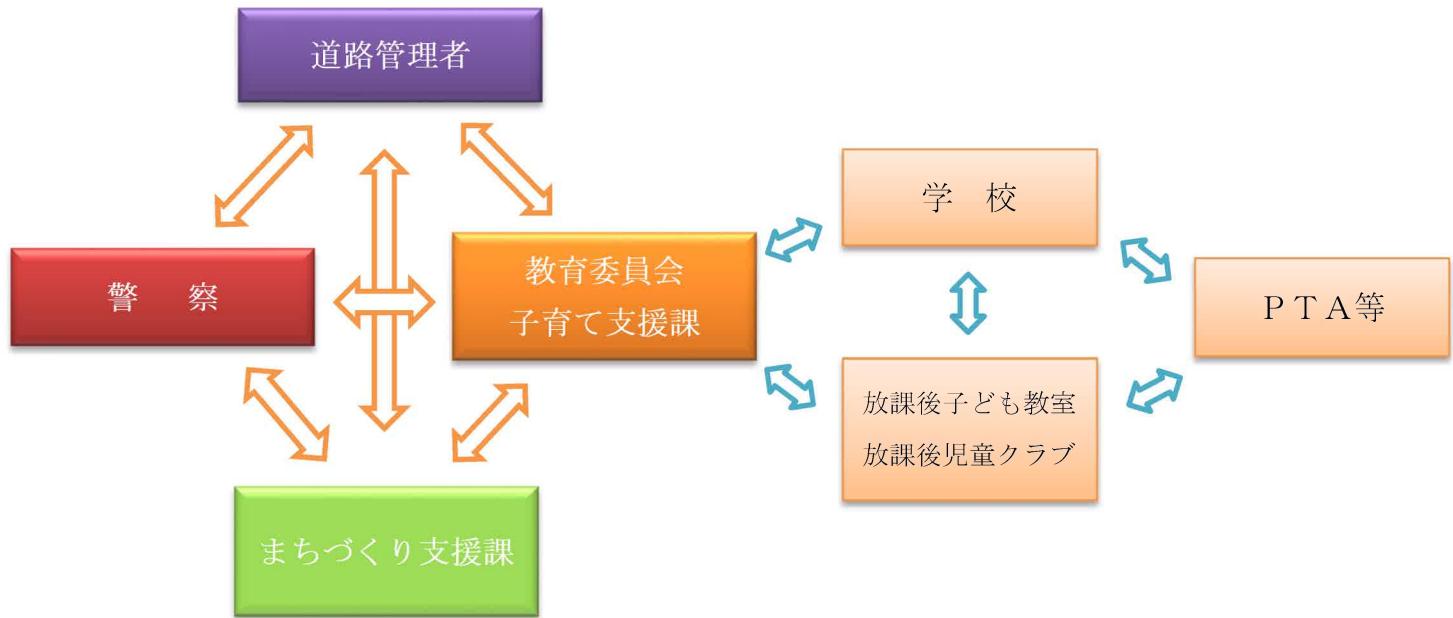
2. 天草市通学路安全対策連絡協議会の設置

通学路の安全対策を図るうえで、「学校」「道路管理者」「警察」等の関係機関の連携を継続的に図るため、以下をメンバーとする「天草市通学路安全対策連絡協議会」（以下、「協議会」という。）を設置します。

(1) 構成機関

- ・天草警察署交通課
- ・天草警察署生活安全課
- ・牛深警察署地域・交通課
- ・牛深警察署刑事・生活安全課
- ・熊本県天草広域本部土木部維持管理課
- ・天草市内校長会 会長
- ・天草市内校長会 副会長
- ・天草市PTA連絡協議会 会長
- ・天草市教育委員会学校教育課
- ・天草市教育委員会生涯学習課
- ・天草市まちづくり支援課
- ・天草市子育て支援課
- ・天草市建設部土木課

- (2) 協議会は構成機関の課長及び実務担当者で構成し、議長は天草市教育委員会学校教育課長が務める。副議長は天草市土木課長が務め、議長を補佐する。
- (3) 議長はプログラムに基づき、必要に応じて協議会を招集する。
- (4) 協議会事務局は天草市教育委員会学校教育課（防犯関係）と天草市土木課（交通安全関係）に置く。

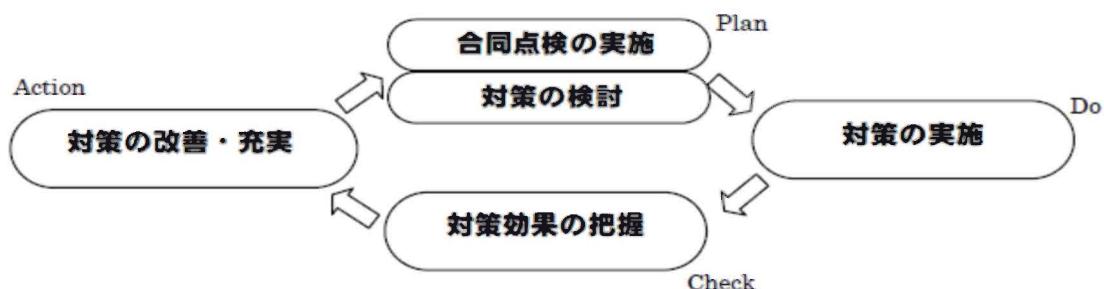


3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、通学路安全対策プログラムを策定し、これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返して安全対策を実施し通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 通学路安全対策プログラム（事務の流れ）

<p>①学校等による通学路確認 (5月～7月)</p>	ACTION	<ul style="list-style-type: none"> ●学校等は、PTAなどと協力して通学路の確認を行う。 ●対策要望箇所は教育委員会を通じて事務局に報告する。（様式1） ●事務局は報告結果を一覧表にまとめ、連絡協議会構成機関に送付する。（様式2）
---------------------------------	---------------	---

<p>②要望箇所の対策等確認 ●第1回協議会の開催（9月）</p>	<p>●協議会において一覧表を基に事業主体を確認するとともに、対策案、実施の時期及び優先順位などについて協議し、情報共有を図る。 ●要望の内容等を勘案し、構成機関や学校、PTAを交えて<u>合同点検</u>を実施することができる。</p>
<p>③各機関で対策実施 DO</p>	<p>●対策可能な箇所は、早急に対策を実施する。 ●学校等への説明資料（実施方針、実施できない理由など）を整理し、事務局へ報告する。（様式3）</p>
<p>④学校等への報告 (10月) CHECK</p>	<p>●事務局は要望に対する実施方針は教育委員会を通じて学校等に報告する。（様式3） ・要望に対する見解 ・対策する内容 ・実施時期など</p>
<p>⑤要望箇所の実施状況確認 ●第2回協議会の開催（1月）</p>	<p>●各構成機関は対策箇所の実施状況を取りまとめ、事務局に報告し、情報共有を図る。（様式4）</p>
<p>⑥学校等への実施状況報告 (2月)</p>	<p>●事務局は各構成機関の実施状況を取りまとめて教育委員会を通じて学校等へ報告する。（様式4）</p>
<p>⑦対策箇所の公表 (3月～4月)</p>	<p>事務局は天草市ホームページで公表する。（対策箇所一覧、箇所図等）</p>

4. 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、児童生徒が集団登校で使用する公道及び学校が指定する通学路を原則とします。

5. 対策箇所等の公表

対策箇所及び内容については、協議会で検討のうえ天草市ホームページで公表します。